

浜松市保健環境研究所だより

第11号 「食肉衛生検査所について」 2015. 3月

今回は食肉衛生検査所の主な仕事について紹介します。

目次

食肉衛生検査所の仕事	1ページ
と畜検査の流れ	2ページ
薬剤の残留検査	3ページ
施設の衛生指導	3ページ
最近の畜産事情：豚流行性下痢（PED）について	3ページ
最近の畜産事情：牛海綿状脳症（BSE）について	4ページ

食肉衛生検査所の仕事

食肉衛生検査所では、消費者のみなさんに安心・安全な食肉を提供するため、食肉の検査をはじめとして様々な仕事をしています。

と畜検査・食鳥検査

主に牛・豚・鶏を1頭（羽）ごとに、獣医師が肉や内臓が食用に適するかどうか検査をしています。

・平成25年度に検査した家畜の頭数

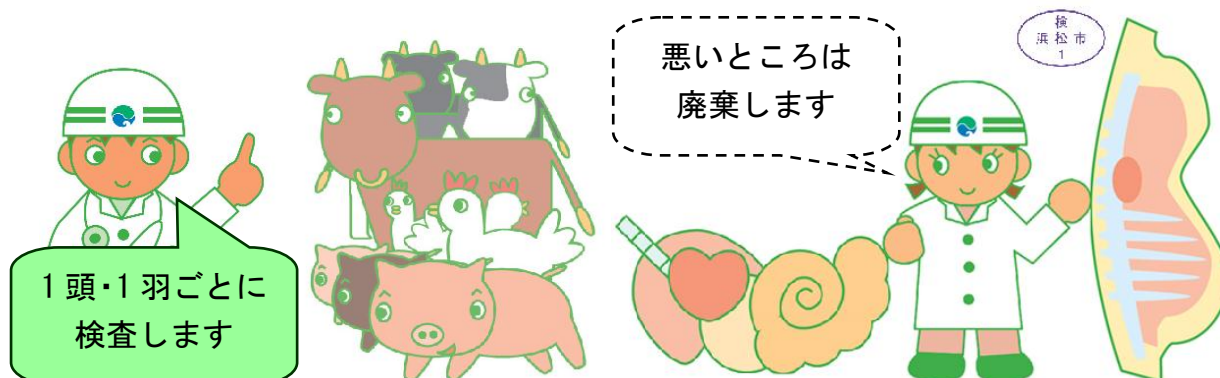
	牛	馬	豚	羊	鶏
検査頭（羽）数	4,105	0	114,723	5	157,392

薬剤の残留検査

抗生物質など、家畜に投与した薬が肉に残っていないか検査をしています。

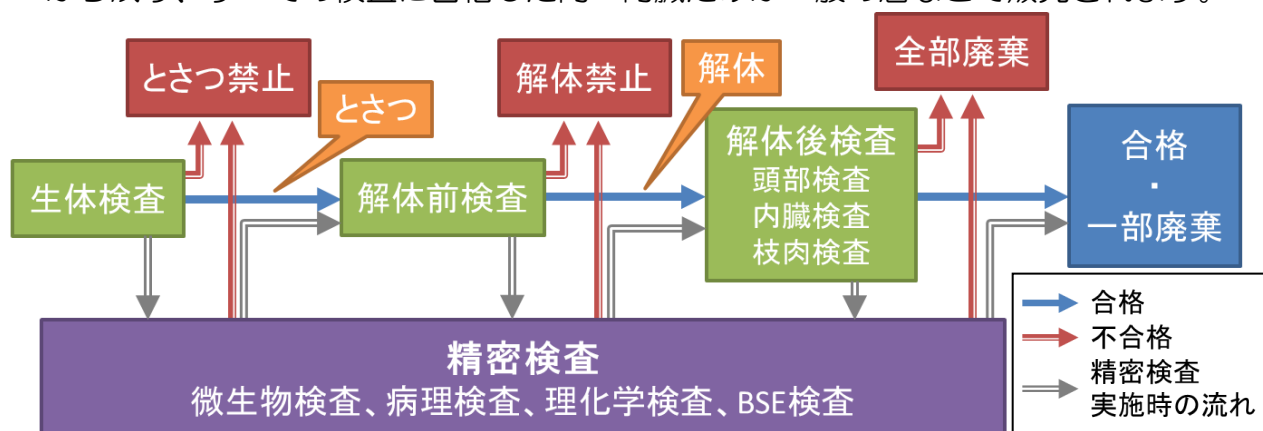
施設の衛生指導

と畜場や食鳥処理場で衛生的な処理をするように指導・監視をしています。



と畜検査の流れ

と畜検査は、大きく分けると生体検査・解体前検査・解体後検査・精密検査の4つから成り、すべての検査に合格した肉・内臓だけが一般の店などで販売されます。



生体検査

と畜場に搬入された生きていた家畜を、見たり触ったりして検査します。特定の病気にかかっていると診断された場合は生体検査不合格となり、「とさつ禁止」になります。

解体前検査

とさつされた家畜を、さらに詳しく目で見て検査します。特定の病気にかかっていると診断された場合は解体前検査不合格となり、「解体禁止」になります。

解体後検査

解体前検査に合格し解体された家畜について、解体後検査を行います。解体後検査は大きく分けると頭部検査・内臓検査・枝肉検査の3つから成り、頭部・内臓・枝肉のそれぞれについて、検査刀を用いて色・形・大きさ・硬さなどを検査します。病気の状態によって一頭全部、または病気の部分だけを廃棄するかどうか判断をします。

解体後検査に合格したものは検印が押され、一般に流通します。

精密検査

生体検査・解体前検査・解体後検査で特殊な病気が疑われた場合は、そのつど検査室で精密検査（微生物検査・病理検査・理化学検査）を行い、食用に適するかどうかを判定します。BSE 検査対象の牛は全て BSE 検査を行います。

キーワード

◎と畜・とさつ：肉や皮などをとるために、家畜を殺すこと。

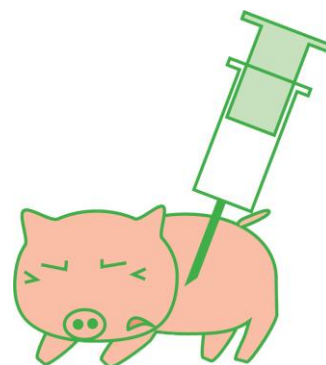
◎^{えだにく}枝肉：家畜の体から頭、尾、四肢の先端、皮、乳房、内臓を外したものの。体の中心を切って左右に分けた状態になっている。

◎検査刀：と畜検査で使われるナイフのこと。検査所によって様々なものが用いられる。

◎検印：と畜検査に合格した肉や内臓に押す印。食品添加物で作られた紫のインクでスタンプされており、処理されたと畜場が分かるようになっている。小売りのときに印が付いている部分は削られる。

薬剤の残留検査

家畜に投与する動物用医薬品の中には、医薬品成分が排出されるまで出荷してはならない期間が定められているものがあります。食肉衛生検査所では、肉の中に人に有害な動物用医薬品が残留していないか検査をしています。



施設の衛生指導

施設設備・作業員から肉への細菌等の汚染を防ぐために、施設内の清掃状況・作業状況・枝肉の輸送車の衛生状況について監視・指導をおこなっています。そのほか、定期的に枝肉・施設設備の細菌検査を実施し、作業が衛生的に行われているか、洗浄が適正に行われているかについて確認し、指導しています。



最近の畜産事情：豚流行性下痢（PED）について

平成 25 年 10 月、日本で 7 年ぶりに豚流行性下痢（PED）という豚の伝染病が発生し、現在も各地で流行しています。静岡県では平成 26 年 4 月に発生し、現在も断続的に発生しています。PEDとはPEDウイルスが原因で豚やいのししに下痢を引き起こす病気であり、人には感染しません。大人の豚は食欲が無くなり下痢をする程度ですが、生まれたばかりの豚にとっては命にかかわります。

PEDを発症している豚がと畜場に搬入されることはありません。しかし、と畜場には各農家から豚を乗せたトラックが集まりますので、と畜場を通じて各農家にPEDウイルスが持ち込まれ、感染が拡大してしまうおそれがあります。そのため、浜松市では「PED発症疑い生産者の出荷受け入れマニュアル」に基づき、PEDが発生していた（PEDウイルスが付着している可能性のある）農家の豚は、普通の農家の豚より後の時間に搬入することとし、トラックも別々の時間に洗浄・消毒をしています。また、と畜検査終了後には、と畜場の洗浄と消毒を実施しています。



最近の畜産事情：牛海綿状脳症（BSE）について

牛海綿状脳症（BSE）は、異常プリオンたんぱく質が脳内に蓄積することで発病する牛の病気です。食肉衛生検査所は、生体検査でBSEを疑う症状がみられた牛や、48か月齢を超えた牛について検査を行い、特定危険部位の焼却処分を指導しています。

BSE の検査

生体検査で、BSE発症牛に特有の神経症状や運動失調がないかを検査しています。

耳標に表示されている個体識別番号を確認し、牛の月齢を調べています。

48か月齢を超える牛については、異常プリオンたんぱく質を高感度に検出する『エライザ法』による検査を行っています。この検査には延髄の一部を使います。

特定危険部位の管理

異常プリオンたんぱく質が蓄積する組織を特定危険部位としています。解体中に取り除かれ、焼却されます。



月齢	特定危険部位	利用可能範囲	BSE 検査	平成 25 年度 と畜頭数
30 か月齢以下	扁桃 回腸遠位部	頭部（扁桃を除く） 脊髄、脊柱 舌、頬肉	不要	3,227 (78.6%)
30 か月齢超～ 48 か月齢以下	扁桃、頭部 回腸遠位部 脊髄、脊柱	舌 頬肉	不要	588 (14.3%)
48 か月齢超	扁桃、頭部 回腸遠位部 脊髄、脊柱	舌 頬肉	必要	290 (7.1%)

キーワード

- ◎^{じひょう}耳標：牛の個体識別番号が刻印されている一対の黄色い札。法律で全ての牛の両耳に装着することが義務付けられている。
- ◎個体識別番号：牛一頭一頭につけられている10ケタの番号。インターネットで個体識別台帳を調べることで、牛の生年月日、性別、品種、どこで生まれ、どこで育ち、どこでと畜場へと畜されたか、および母牛の個体識別番号が分かる。
- ◎異常プリオンたんぱく質：動物の体の中に存在する「正常プリオンたんぱく質」を「異常プリオンたんぱく質」に変える性質をもつ。「異常プリオンたんぱく質」が増えることで海綿状脳症を発病すると考えられている。